

# 緊急避難を要する事態発生に避難所として使用する協定書

(以下「甲」という)と、二葉町自主防災会(以下「乙」という)及び二葉町町内会(以下「丙」という)の間において、緊急避難を要する事態が発生した場合又は発生の恐れがあるとき(以下「緊急時」という)に、甲の所有する建物を緊急避難所(以下「避難所」という)として使用することについて次の通り協定を締結する。

## 第1条(使用目的)

甲は第2条に定めた物件を緊急時に、乙及び丙の住民(以下「住民」という)に対して避難所として使用させる。

## 第2条(使用物件)

緊急時には、次に掲げる甲所有の物件を、避難所として第1条の通り使用させる。

- (1) 避難所住所 高知県高知市
- (2) 避難所名称
- (3) 避難所構造
- (4) 使用を許可される場所

## 第3条(使用期間)

使用期間は、緊急時が解除した、若しくは行政の定める避難所が使用できるまでの一時期間とする。

## 第4条(注意義務)

住民は甲乙丙の指示に従い、避難所を甲と乙丙の責任者の管理下にて使用する。

## 第5条(目的外使用の禁止)

乙及び丙は、避難所を第1条以外の目的で使用しては成らない。

## 第6条(使用料)

甲は、避難所の使用目的が人道的緊急を要する事態であるかぎり、使用料の請求は行わない。

## 第7条(利用者責任)

乙及び丙と住民は、緊急時に避難所で発生した事故に対しては、甲に対して如何なる責任も求めない。

避難所施設を故意若しくは過失により破損させた場合は、乙及び丙は協力してその原状を回復する。

## 第8条(解約)

次の各場合の一つに該当する場合、甲は乙に通知し、本協定を解除することができる。

- ① 乙及び丙が目的外使用を行った場合

② 避難所が解体された、又は焼失した場合

③ 甲が避難所の所有権を失った場合

#### 第9条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする

#### 第10条（協議事項）

この協定に定める事項に疑義や使用上の問題が発生した場合、または、この協定に定めのない事項については、その都度誠意を持って甲と乙丙で協議をして、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

所有者名

住 所

電 話

乙

名 称 二葉町自主防災会

代表者名 森 宏

住 所 高知市二葉町8番12号

電 話 088-882-8779

丙

名 称 二葉町町内会

代表者名 森 宏

住 所 高知市二葉町8番12号

電 話 088-882-8779